

介護に関する両立支援制度（概要・非常勤職員）

【休暇制度】

	概要	期間・日数
介護休暇 （注2）	要介護者（注1）の介護をするための休暇 [人事院規則15—15第4条第2項第4号]	通算93日まで（3回 まで分割可）
短期介護休暇 （注3）	要介護者の介護その他の世話をを行うための 休暇 [人事院規則15—15第4条第2項第3号]	1年度において5日 （要介護者が2人以上 の場合は10日）

【勤務する時間を短くする制度】

	概要	期間・日数
介護時間 （注4）	要介護者の介護を行うための休暇（始業時 又は終業時に1日2時間以内） [人事院規則15—15第4条第2項第5号]	連続する3年の期間 内

【勤務時間帯を変更する制度】

	概要	期間・日数
早出遅出勤務	要介護者の介護のため、勤務時間帯を変更 すること [人事院規則10—11第3条・第13条]	制限なし
休憩時間の短縮	要介護者の介護のため、職場にいる時間を 短くできるよう休憩時間を短縮すること [「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び 休暇）の運用について」（平成6年職職—329）第 2条関係第2項、 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」 （平成6年職職—328）第6の第5項(3)]	制限なし
休憩時間の延長	要介護者の介護のため、休憩時間を延長す ること（当該休憩時間の直前又は直後に在 宅勤務を行う場合に限る） [「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び 休暇）の運用について」第2条関係第2項、 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」 第6の第4項(2)]	制限なし

【超過勤務、深夜勤務を制限する制度】

	概要	期間・日数
深夜勤務の制限	要介護者の介護のため、深夜勤務（午後10時 ～午前5時）をさせないこと [人事院規則10—11第6条・第13条]	制限なし

超過勤務の免除	要介護者の介護のため、超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第9条・第13条]	制限なし
超過勤務の制限	要介護者の介護のため、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第10条・第13条]	制限なし

(注1)「要介護者」とは、次に掲げる者(⑧～⑪は職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

- ①配偶者、②父母、③子、④配偶者の父母、⑤祖父母、⑥孫、⑦兄弟姉妹、
⑧父母の配偶者、⑨配偶者の父母の配偶者、⑩子の配偶者、⑪配偶者の子

(注2)「介護休暇」は、次の①・②のいずれも満たす職員が対象。

- ① 勤務日が週3日以上又は年121日以上である職員
② 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されないことが明らかでない職員

(注3)「短期介護休暇」は、次の①・②のいずれも満たす職員が対象。

- ① 勤務日が週3日以上又は年121日以上である職員
② 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員

(注4)「介護時間」は、次の①・②のいずれも満たす職員が対象。

- ① 勤務日が週3日以上又は年121日以上である職員
② 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある職員